

請負工事設計変更等ガイドライン

令和 7 年 4 月

札幌市

目 次

1	ガイドライン策定の背景と目的	1
2	設計変更	
2-1	用語の定義	2
2-2	設計変更の基本事項	2
(1)	基本原則	2
(2)	設計変更に伴う契約変更の範囲	2
2-3	設計変更に関する留意事項	3
(1)	発注者の留意事項	3
(2)	受注者の留意事項	3
2-4	設計変更が不可能なケース	4
2-5	設計変更が可能なケース	4
2-6	仮設・施工方法等の指定・任意の考え方	5
(1)	施工方法等の指定・任意の基本的な考え方	5
(2)	指定・任意の設計変更における留意点	5
2-7	設計図書の照査	6
(1)	設計図書の照査とは	6
(2)	設計図書の照査の範囲を超えるもの	6
2-8	設計図書の訂正又は変更	6
2-9	設計変更の具体例	7
(1)	設計図書が互いに一致しない	7
(2)	設計図書に誤謬又は脱漏がある	7
(3)	設計図書の表示が明確でない	7
(4)	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない	7
(5)	設計図書に明示されていない 施工条件について予期することができない特別な状態が生じた	7
(6)	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する	8
(7)	発注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止	8
(8)	受注者の請求による工期の延長	8
(9)	発注者の請求による工期の短縮	8
(10)	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業指示をした場合	9
2-10	設計変更の手続き	10
(1)	契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合の手続き	11
(2)	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合の手続き	11
(3)	受注者の責によらない事由により工事を一時中止する場合の手続き	11

(4) 受注者の請求により工期を延長する場合の手続き	12
(5) 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き	12
(6) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き	13
3 工事の一時中止	
3-1 発注者の工事中止指示義務	14
(1) 工事を中止すべき場合	14
(2) 工事の一時中止期間中における主任技術者及び監理技術者の取扱い	14
3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ	15
3-3 中止の指示・通知	16
(1) 中止の指示・通知	16
(2) 発注者の中止権	16
(3) 工事の中止期間	16
3-4 基本計画書の作成	16
3-5 工期短縮計画書	18
3-6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	18
(1) 請負代金額の変更	18
(2) 工期の変更	18
3-7 増加費用の考え方	18
(1) 本工事施工中に中止した場合	18
(2) 契約後準備工着手前に中止した場合	19
(3) 準備工期間中に中止した場合	19
(4) 増加費用の構成	
(4)-1 土木工事	20
(4)-2 建築・設備工事	21
(5) 増加費用の積算	
(5)-1 土木工事	21
(5)-2 建築・設備工事	24
(5)-3 増加費用の費目と内容	25
4 資料	
(1) 札幌市建設工事請負契約約款（抜粋）	27
(2) 施工条件の明示項目及び明示事項	31
(3) 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について （令和3年2月22日付 国官技第286号の3）	35
(4) 工事の一時中止に係る様式	43

1 ガイドライン策定の背景と目的

平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正品確法」という。)では、「建設工事の担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更」が明記された。

本ガイドラインは、改正品確法の趣旨を踏まえ発注者としての責務を果たすため、札幌市建設工事請負契約約款(4資料(1)、以下「契約約款」という。)に規定する設計変更及び工事の一時中止に係る手続きやルールを明らかにし、受注者・発注者間の共通指針とすることにより、設計変更等を適切に行うこととする。

なお、本ガイドラインは、設計変更等における一般的な考え方を示すものである。

【改正品確法】(抜粋)(基本理念)

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

第7条 1号～6号省略

7 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

【発注関係事務の運用に関する指針】(抜粋)

「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」(令和7年2月3日改正)

II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1－1 工事発注準備段階

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

1－3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。

2 設計変更

2-1 用語の定義

- 「**設計変更**」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面等の設計図書を変更する場合、契約手続き前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期の変更又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「**轻易な設計変更**」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
 - ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - ・新工種に係るもの
 - ・設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が直近請負代金額の20%を超えるもの、又は3,000万円以上のもの
- 「**書面**」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。(電磁的記録を含む。)
- 「**指示**」とは、監督員が受注者に対し、工事施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- 「**協議**」とは、協議事項について監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

2-2 設計変更の基本事項

(1) 基本原則

設計変更は、工事の実施にあたり、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様等の一部を変更することをいい、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第42条、札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）では第21条～第23条）

従って、次のような場合は、上記の設計変更の範囲を越えるものであって、設計変更により対応することはできない。

- ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する
- イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する

(2) 設計変更に伴う契約変更の範囲

- ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工条件を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。

2－3 設計変更に関する留意事項

(1) 発注者の留意事項

- ア 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。
(明示項目及び明示事項は4資料(2))
 - イ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。
(契約約款第1条第5項)
 - ウ 受注者から設計変更の確認の請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行う。また、調査の結果は、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
(契約約款第18条第2項、第3項)
 - エ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
 - オ 設計変更を行うために、契約変更に先立ち指示、協議等を行う際は、書面に概算金額を記載する。
 - カ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽易な設計変更に伴うものは、工期の末(債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるとする。
 - キ 軽易な設計変更については、協議簿により設計変更内容、概算金額及び延長必要日数等を明示したうえで、受注者と協議を行い了解を得る。
 - ク 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連する他の工事の設計変更について検討する。
- 注) 概算金額は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。

(2) 受注者の留意事項

- ア 工事の着手にあたって設計図書の照査を行い、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- イ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ないケースがあるため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行う。
- ウ 受注者は工事施工協議簿等の書面による回答を得てから施工する。

2-4 設計変更が不可能なケース

次の場合においては、原則として設計変更はできない。ただし、契約約款第27条（臨機の措置）に該当する場合はこの限りではない。

- ア 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- イ 発注者と「協議」しているが、協議の回答前に施工を実施した場合
- ウ 「承諾」で施工した場合（ここでいう承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。）
- エ 契約約款18条～25条（21条を除く）、札幌市土木工事共通仕様書（1-1-1-17～19）、公共建築工事標準仕様書（1.1.8～1.1.10）に定められている所定の手続きを経ていない場合
- オ 正式な書面によらない事項（口頭のみの指示・協議等）で施工を実施した場合

2-5 設計変更が可能なケース

契約約款において、設計変更の対象事項は次のとおり規定している。（設計変更の具体例は2-9に示す。）

設計変更の対象事項

設計変更の対象事項	契約約款
(1) 設計図書が互いに一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第1号
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）	第18条第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第3号
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第4号
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）	第18条第1項第5号
(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）	第19条
(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止（手続き2-10(3)）	第20条
(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）	第22条
(9) 受注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）	第23条
(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（手続き2-10(6)）	第18条

この他に支給材料及び貸与品（契約約款第15条）でも設計変更する場合があることを規定している。

2－6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方

(1) 施工方法等の指定・任意の基本的な考え方（契約約款第1条第3項）

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となる。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

(2) 指定・任意の設計変更における留意点

任意の施工方法等は、受注者がその責任において定めるものであるため、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選択するために必要な条件について変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

指定の施工方法等については、受注者の裁量の余地が認められていないため、現場で施工する構造、規格、寸法、工法等の全てが設計変更の対象となる。

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に明示	施工方法等について明示しない※1
施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更に当たって発注者の指示は必要ない
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工において受注者を拘束するものではない。

指定・任意の運用として不適切な対応事例

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- 標準歩掛ではバックホウ施工となっているので、「クラムシェルの施工は不可」との対応
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

2－7 設計図書の照査

(1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、受注者が発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いかを確認することで、札幌市土木工事共通仕様書では、設計図書の照査について次のように規定している。

1－1－1－3 設計図書の照査等

3. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

(2) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

設計図書の照査によって、発注者が受注者に対して図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等を指示する場合は、照査の範囲を超えるものとして設計変更の対象とする。(照査の範囲を超えるものの例は2－9)

2－8 設計図書の訂正又は変更

設計図書の訂正又は変更は発注者が行う。(契約約款第18条第4項)

2-9 設計変更の具体例

(1) 設計図書が互いに一致しない

- 別途工事との設計図書間で内容が一致しない

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない
- 工事施工上必要な材料名について図面ごとに一致しない
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない（設計図書で「足場は建築工事」と記載されているが、実際には建築工事に含まれていなかった等）

(3) 設計図書の表示が明確でない

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確な場合
- 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた

- 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった
- 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった
- 工事範囲の一部に軟弱な地盤が見つかり、地盤改良が必要となった

(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する

- 関係機関等との調整の結果、施工内容等を変更する
- 同時に施工する必要がある工種が判明し追加する
- 特定行政庁、消防署、電力、水道、ガス等の事業者などとの協議により、施工内容の変更、工事を追加する場合
- 使用材料を変更する
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものは除く）が必要と判断し追加する
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先の受入条件が変更となり、処分先を変更する
- 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない
- 設計図書に工事着工の時期が定められていた場合で、その期日までに受注者の責めによらず着工できない場合（警察、河川、鉄道等の管理者との協議が未了のため、施工できない等）
- 受注者の責めによらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延を生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、着手後に行った詳細協議で変更された場合
- 地中障害物の発見等、予見できない事態が発生した場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

(8) 受注者の請求による工期の延長

- 例年より天候不良の日が多く工程に遅延を生じた
- 施設側（発注者側）の都合により工事の時間帯を制限する必要が生じた場合
- 関連工事等の影響により、工期延長が必要となった

(9) 発注者の請求による工期の短縮

- 関連工事等の影響により、短縮が必要となった
- 工事の一時中止に伴い工期延長が予想されるが、通常必要とされる工期に満たない工期への短縮が必要となった

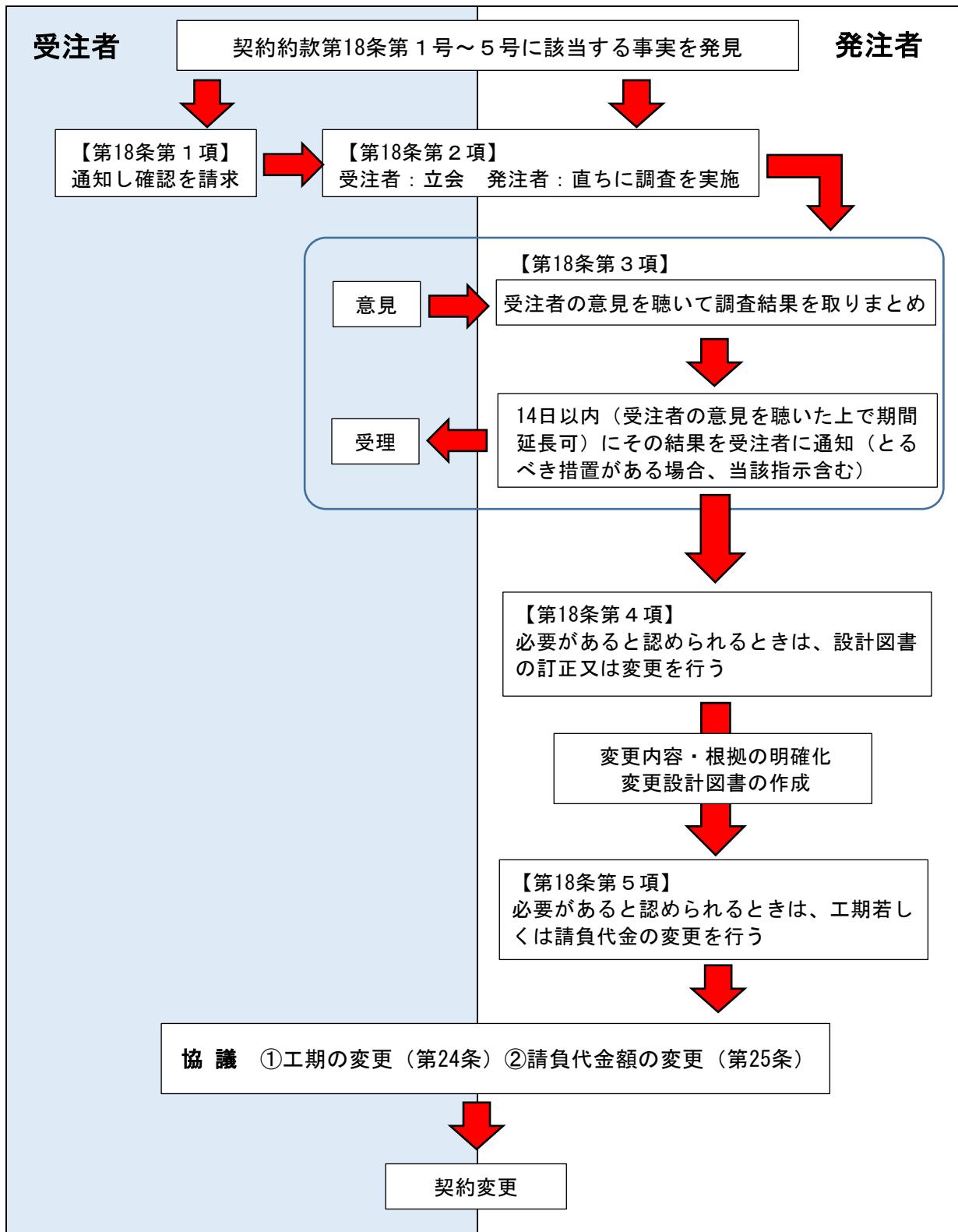
(10) 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が必要となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 現地測量の結果、構造物のタイプの変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- 土止め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出

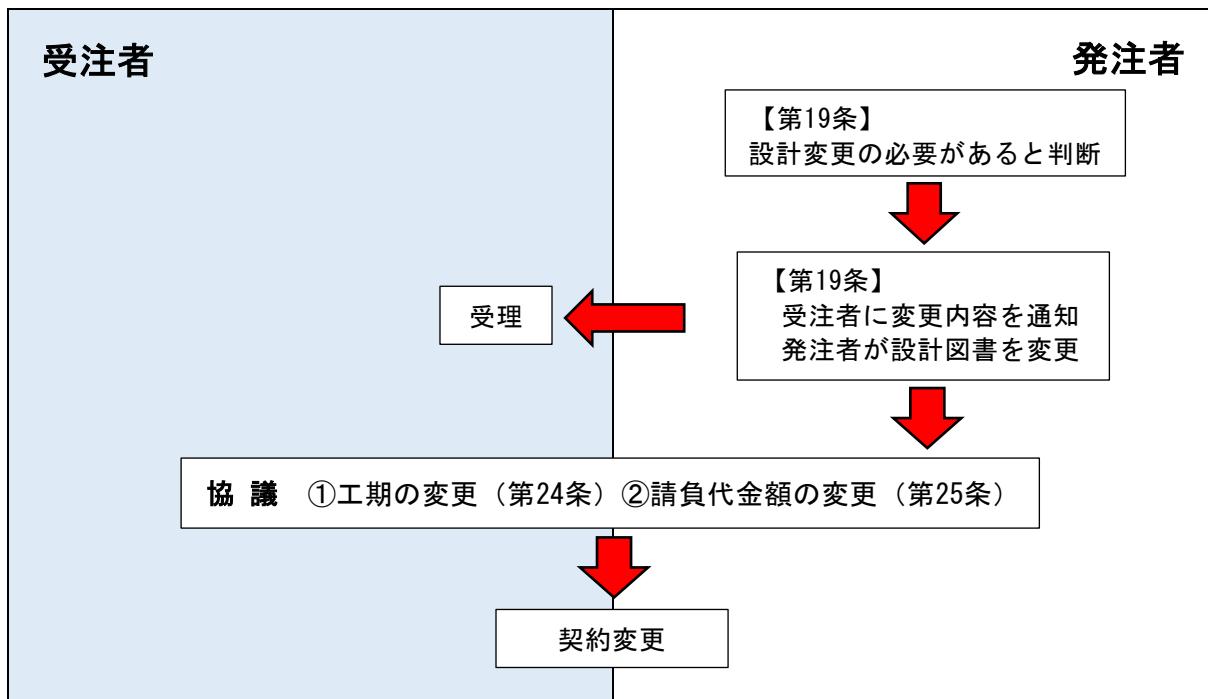
2-10 設計変更の手続き

(1) 契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合の手続き

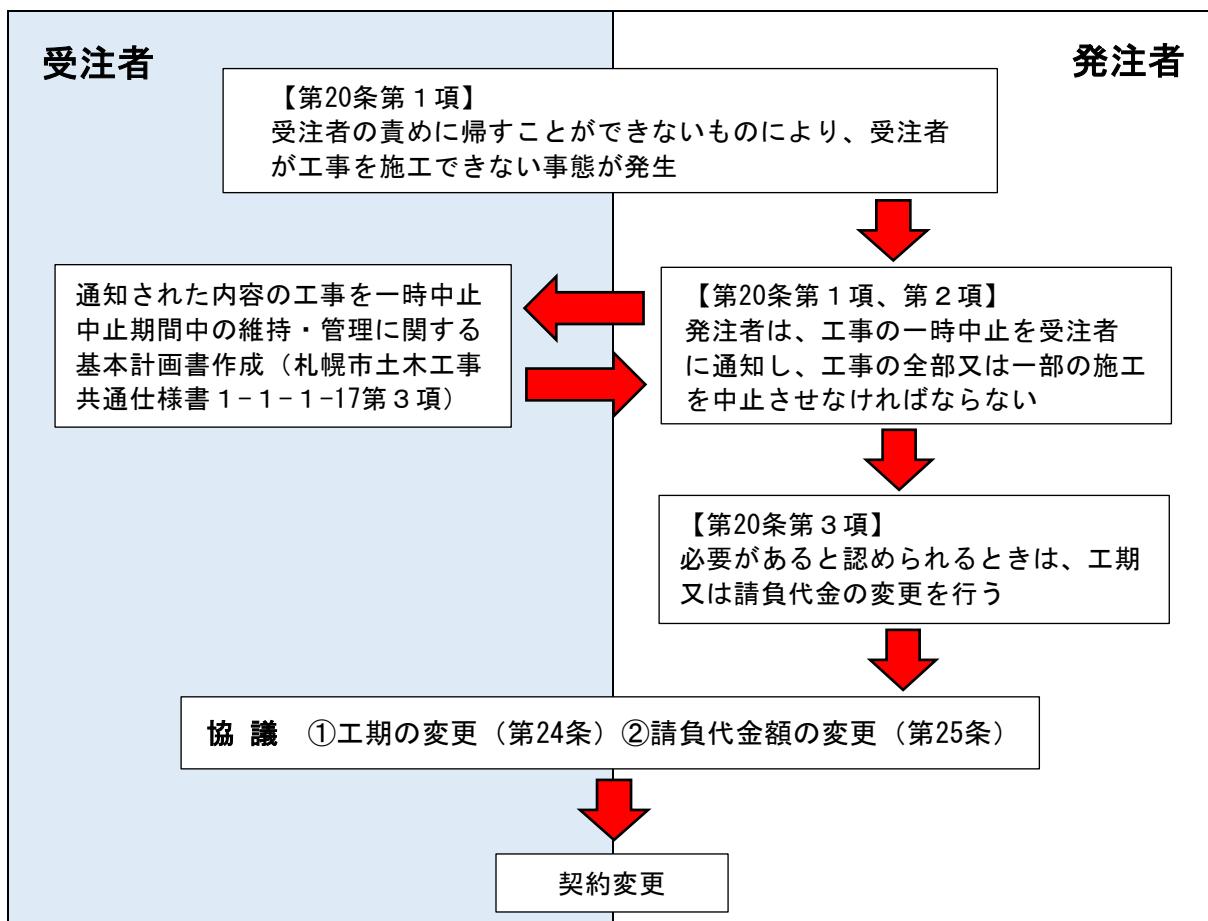
(本ガイドライン2-5(1)~(5))



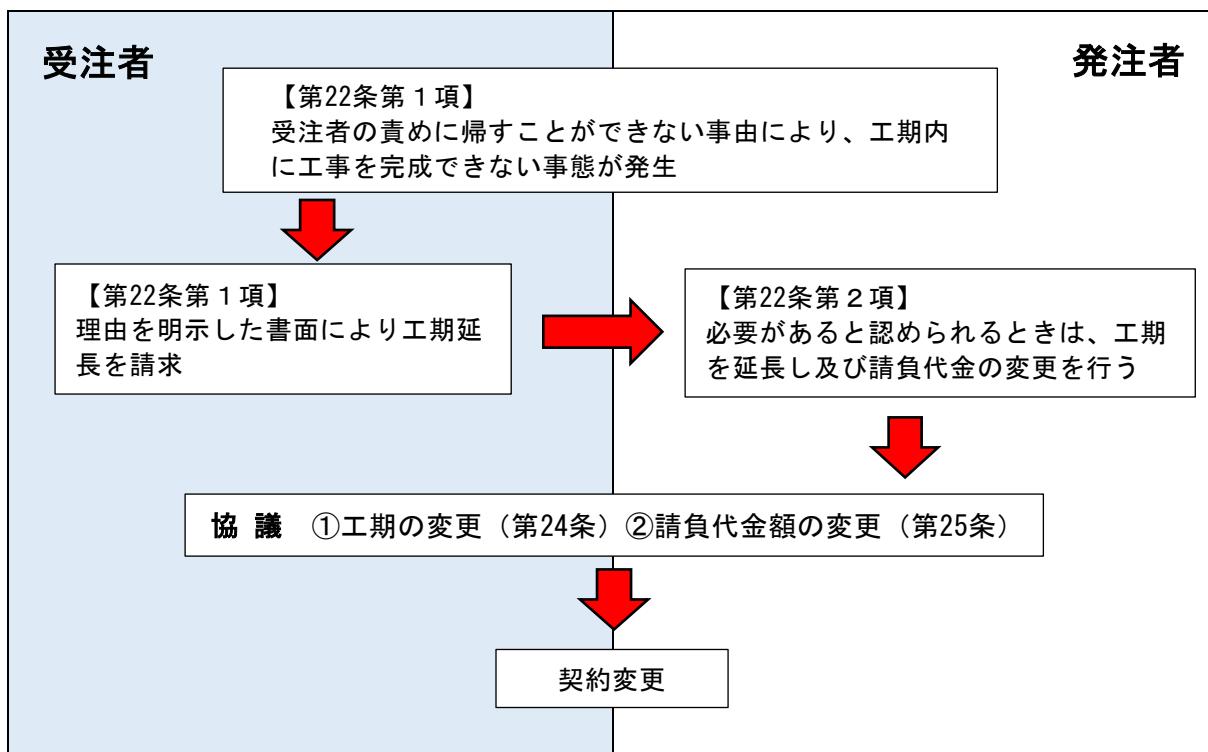
(2) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（契約約款第19条）の手続き
(本ガイドライン2-5(6))



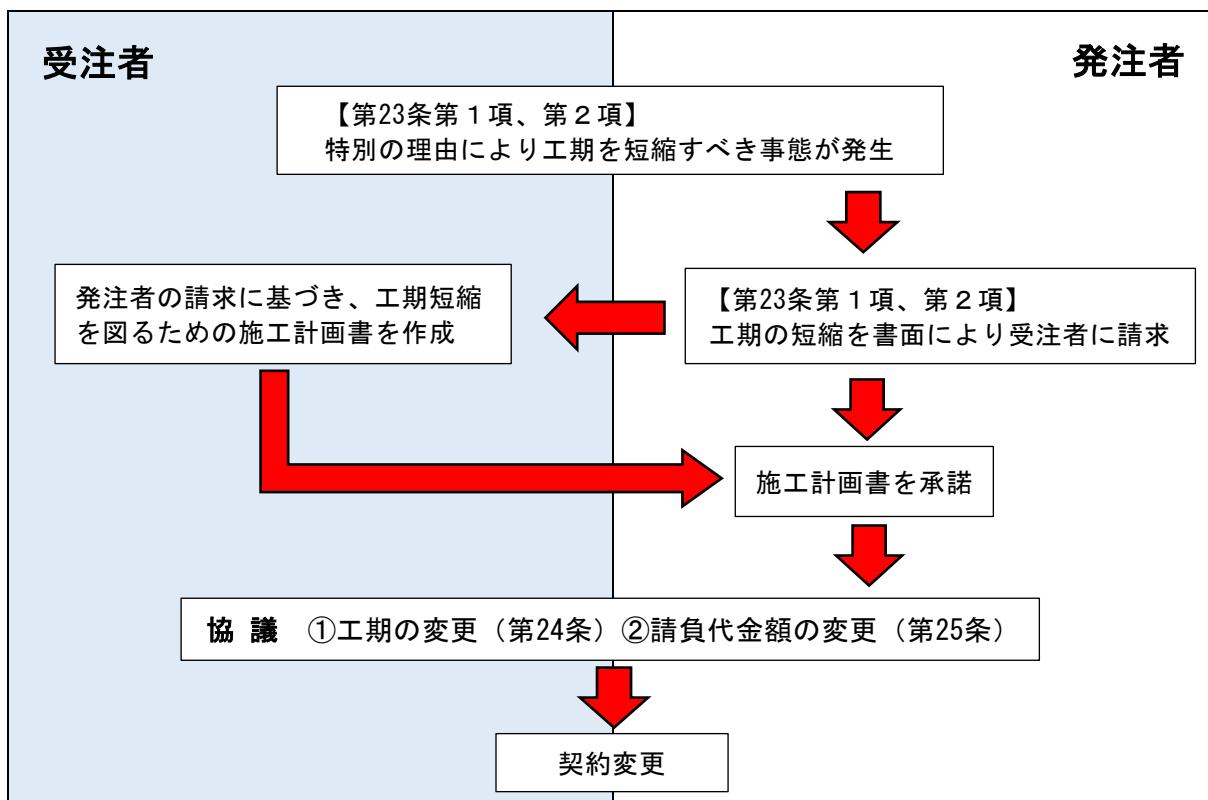
(3) 受注者の責によらない事由により工事を一時中止する場合（契約約款第20条）の手続き
(本ガイドライン2-5(7)) ※詳細は3 工事の一時中止参照



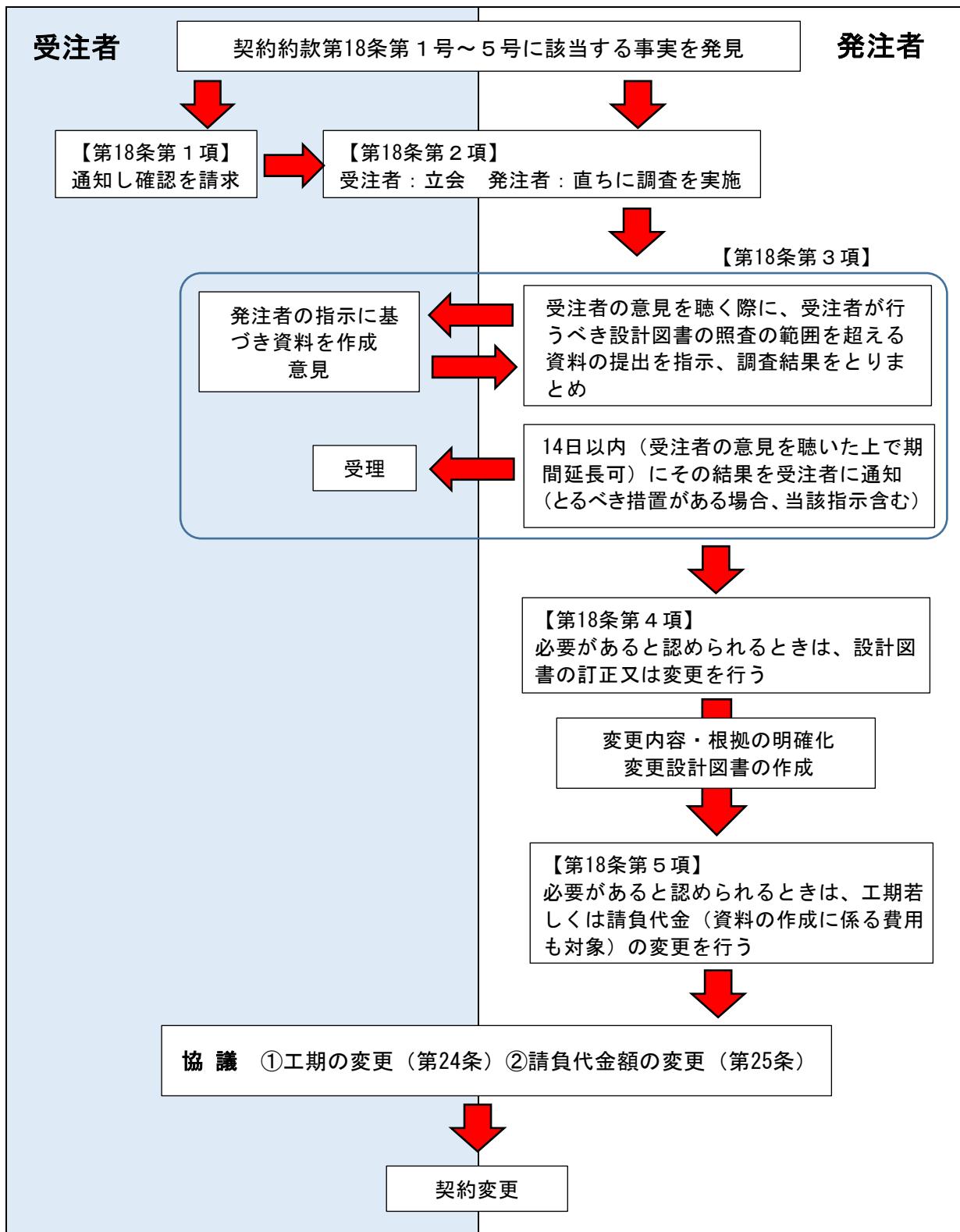
(4) 受注者の請求により工期を延長する場合（契約約款第22条）の手続き
 (本ガイドライン2-5(8))



(5) 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約約款第23条）の手続き
 (本ガイドライン2-5(9))



(6) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き（本ガイドライン2－5(10)）



3 工事の一時中止

参考 ; 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について

(令和3年2月22日 国官技第286号の3)

3-1 発注者の工事中止指示義務

(1) 工事を中止すべき場合

契約約款第20条第1項の規定により、受注者の責に帰すことのできない事由により工事を施工できないと認められる場合、発注者は、工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

同項では、受注者の責に帰すことのできない事由は、次のように規定されている。(具体的な事例は、2-9(7)参照)

- ◆ 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ◆ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

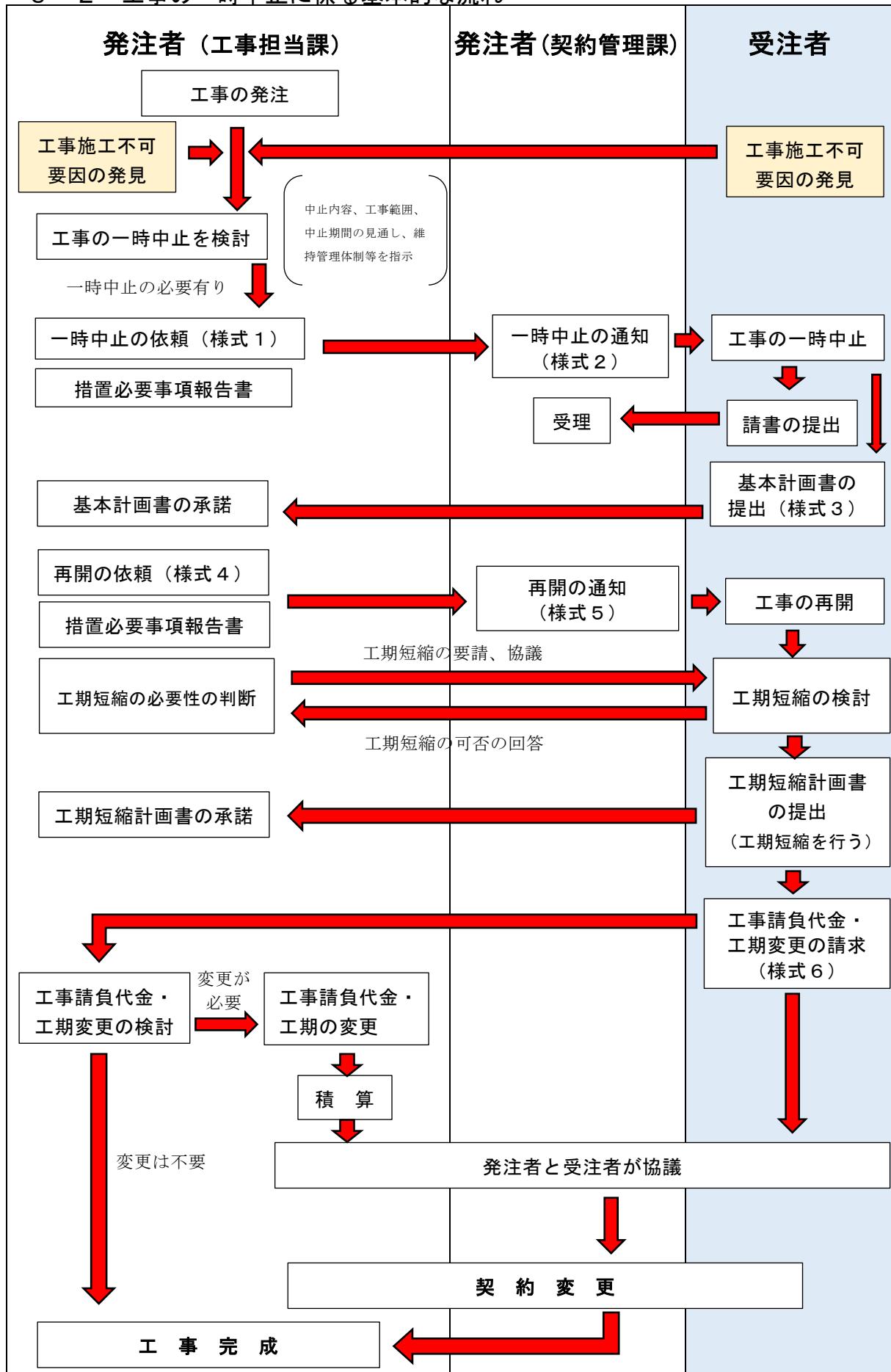
上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(契約約款第20条第2項)

(2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱い

- ◆ 工事を全面的に中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ◆ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。(監理技術者制度運用マニュアル)

※大幅な工期延期とは、「延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超える場合」を目安とする。

3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ



3－3 中止の指示・通知

(1) 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。(契約約款第20条)

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

(2) 発注者の中止権

- ◆ 発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断となる。
- ◆ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- ◆ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

(3) 工事の中止期間

工事の中止期間は、発注者が工事の一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

※ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなる。通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いため、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

3－4 基本計画書の作成

工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に工事現場の管理に関する基本計画書の作成・提出を指示し、発注者の承諾を得るものとする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

基本計画書の記載内容

- ①中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ②中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ③工事現場の維持・管理に関すること
- ④中止した工事現場の管理責任に関すること

【関連規定等】

●土木工事の場合

【札幌市土木工事共通仕様書】

1－1－1－17 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中止については、契約書第27条により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 第三者、受注者、使用人及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる。
3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

●建築・設備工事の場合

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記する。

一般共通事項〔項目〕・工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

- (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

3-5 工期短縮計画書

- ① 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期の短縮について協議し合意を得る。
- ② 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。工期短縮計画書の記載内容は、原則として次のとおりとする。
 - ・工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
 - ・工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
 - ・工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした增加費用を記載
- ③ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

3-6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。(契約約款第20条3項)

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を中止させた場合に、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

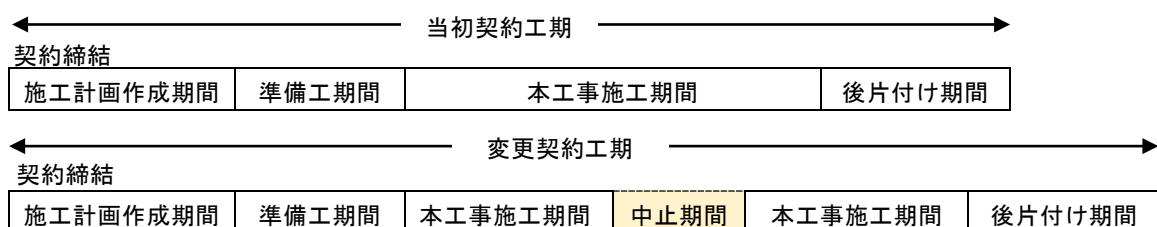
- ① 増加費用
 - ・工事用地等を確保しなかった場合
 - ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - ② 損害の負担
 - ・発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ・事情変更により生じたもの
- ※以下、①及び②を一括して「増加費用」という。

(2) 工期の変更

工期の変更期間は、原則として工事を中止した期間とするが、地震、災害等による場合は、後片付け期間や復興時間に長期を要するものもあるため、これらの期間を含めて工期延期をすることも可能である。

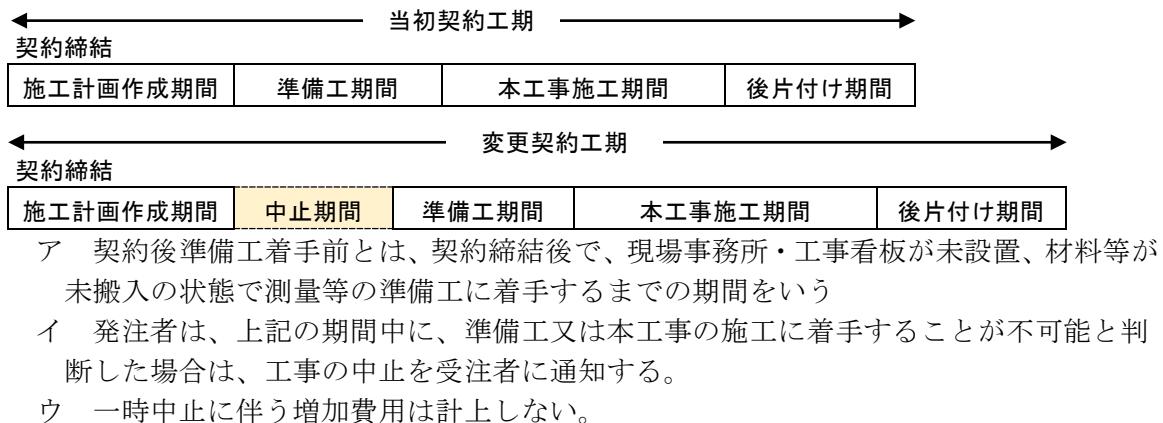
3-7 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合（本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事）



- ① 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。
- ア 工事現場の維持に要する費用
- ・中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- イ 工事体制の縮小に要する費用
- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等
- ウ 工事の再開準備に要する費用
- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等
- エ 中止により工期延期となる場合の費用
- ・工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用
- オ 工期短縮を行った場合の費用
- ・工期の短縮の要因が発注者に起因するもの※1、自然条件（災害等含む）に起因するもの※2とし、工期短縮の要因が受注者に起因する※3場合は、増加費用は見込まない。
- ※1 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合等
- ※2 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数を見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合、自然災害により一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合等
- ※3 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合等

（2）契約後準備工着手前に中止した場合



（3）準備工期間中に中止した場合



- ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- イ 発注者は、上記期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
- ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされる工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して決定する。

増加費用算出の適用範囲

対象工事 一時中止 発生時期	建築・設備工事※1	土木工事※2 (中止期間3ヶ月以内)	
	土木工事※2 (中止期間3ヶ月を超える)		
準備工着手前	増加費用は計上しない		
準備工期間	積上げ積算 (見積書等により受発注者間協議)		
本工事施工中	積上げ積算 (見積書等により受発注者間協議)	標準積算 (率計算) + 積上げ	

※1 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事等、公共建築工事積算基準を準用する工事

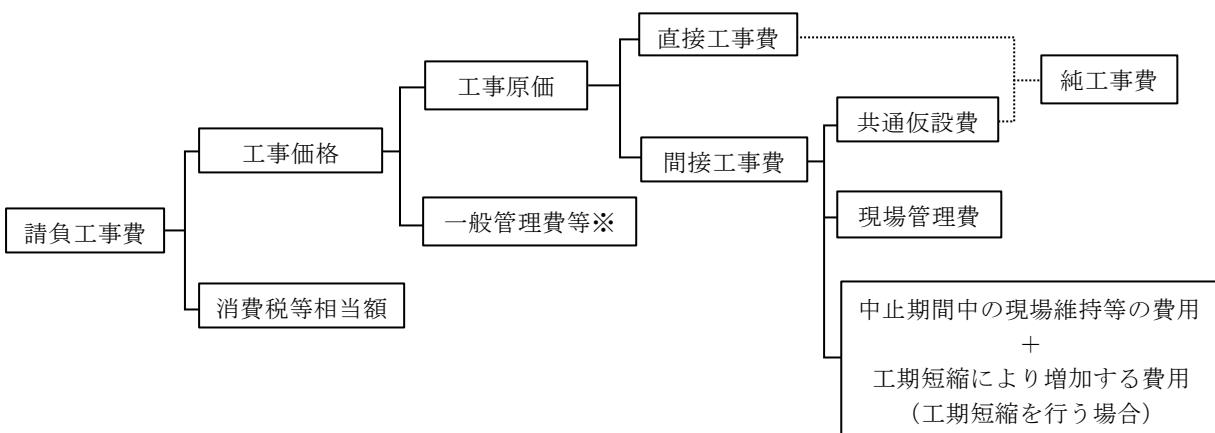
※2 道路、河川、下水道工事等、札幌市土木工事積算要領を適用する工事

(4) 増加費用の構成

(4) - 1 土木工事

中止等期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

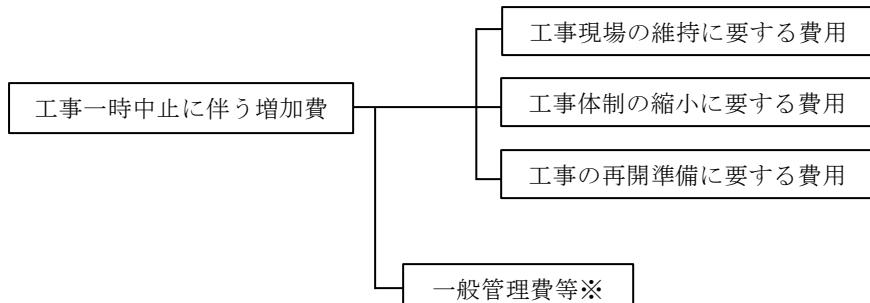
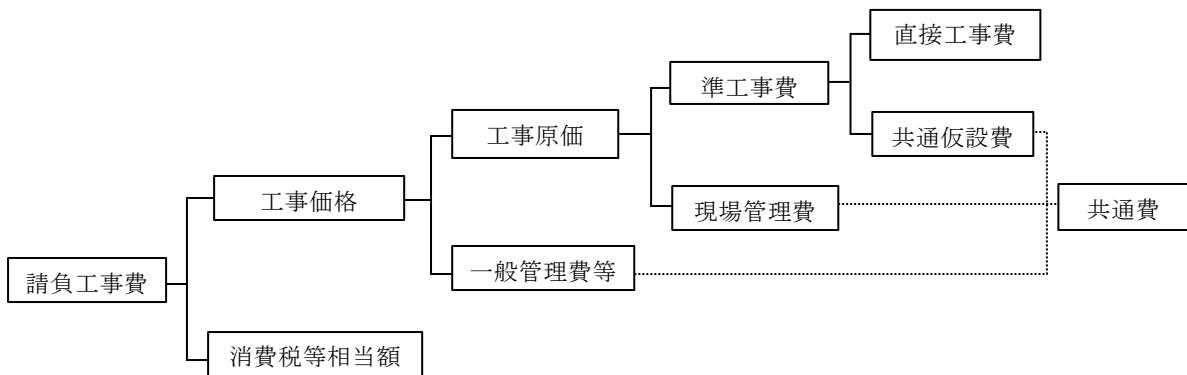
また、増加費用は当該工事の設計書の中に「中止等期間中の現場維持用の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上する。



※一般管理費等は一時中止等に伴う本支店における増加費用を含む

(4) - 2 建築・設備工事

一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上する。



※一般管理費等は一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

(5) 増加費用の積算

(5) - 1 土木工事

中止等期間3ヶ月以内の工事の増加費用は次に示す標準積算とし、中止等期間3ヶ月を越える場合道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りをもとめ、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- ① 標準積算により算定する場合、中止等期間中の現場維持管理等に要する費用として積算する内容は、以下の積上げ項目及び率項目とする。

1) 積上げ項目

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用で、次の内容とする。

ア 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

イ 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

2) 率で計上する項目

中止等に伴い増加する費用のうち、現場経費で算定する内容は、次のとおりとする。

ア 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場へ再投入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬

イ 安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

ウ 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

エ 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

オ 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

- ② 中止等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する

$$G = dg \times J + \alpha$$

G ; 中止等期間中の現場維持等の費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

dg ; 中止等に伴い増加する現場経费率 (%) 小数点第4位四捨五入3位止め)

J ; 対象額 (中止等時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000未満切り捨て)

α ; 積上げ費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

【中止等に伴い増加する現場経费率 (dg)】

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

dg ; 中止等に伴い増加する現場経费率 (%) 小数点第4位四捨五入3位止め)

J ; 対象額 (中止等時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000未満切り捨て)

N ; 中止等日数 (日) (ただし部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数)

R ; 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

$$\begin{array}{l} A ; \\ B ; \\ a ; \\ b ; \end{array} \quad]$$

工種ごとに決まる係数 (別表-1)

別表－1

工種区分	係数 A						係数 B			係数b	
	一般交通 影響無し	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 (ID 補正)	山間僻地 及び離島	一般交通 影響無し	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	市街地 (ID 補正)	
河川工事	1901.4	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	-0.3275	-0.3280	-0.3269
河川・道路構造物工事	410.4	—	453.5	452.4	413.5	-0.2019	—	-0.2004	-0.2012	-0.1994	1.0955
道路改良工事	78.9	—	87.2	87.0	87.0	-0.0714	—	-0.0698	-0.0706	-0.0688	2.4722
鋼橋架設工事	4760.3	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-0.3793	-0.3796	-0.3791	8.9850
PC橋工事	1238.0	—	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348
橋梁保全工事	3393.5	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	-0.3485	-0.3470	-0.3504
舗装工事	923.0	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2858
共同溝等工事(1)	213.2	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	-0.1480	-0.1468	-0.1496
共同溝等工事(2)	314.1	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	-0.1852	-0.1843	-0.1865
トンネル工事	1070.6	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	-0.2685	-0.2652	-0.2726
砂防・地すべり等工事	275.1	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767
道路維持工事	303.5	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636
河川維持工事	635.1	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	-0.2391	-0.2399	-0.2381
下水道工事(1)	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0981
下水道工事(2)	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1763
下水道工事(3)	366.6	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	-0.1916	-0.1904	-0.1932
下水道工事(4)	186.2	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1401
公園工事	643.6	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	-0.2229	-0.2232	-0.2225
電線共同溝工事	266.2	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520
情報ボックス工事	1338.5	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881

※大都市（1）の該当はなし

(5) - 2 建築・設備工事

- ① 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により対応する。
なお、設計変更を行う場合、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期を延伸する期間は、共通仮設费率及び現場管理费率の算定に用いる工期（T）に含めない。
- ② 工事中止期間中の工事現場の維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施された内容について受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者が協議を行い算定する。
ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の原契約の予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、原契約時の積算の方法により積上げ計上する。
- ③ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、中止期間中の現場維持費等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

(5) - 3 増加費用の費目と内容

積上げ積算に係る増加費用の費目と内容は次のとおりとする。

区分	費目	内 容	
増 加 費 用	直接工事費目	ア 材料費 ①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等	
		イ 労務費 ①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜函工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額	
		ウ 水道光熱電力等料金 ①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼動させるために要する費用	
		エ 機械経費 ①工事現場に在置する機械費用	
		オ 仮設費 ①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用	
	現場における増加費用	カ 運搬費 ①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費	
		キ 準備費 ①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示あるいは受発注者間協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用	
		ク 事業損失防止施設費 ①仮設費に準じて積算した費用	
		ケ 安全費 ①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用	
		コ 役務費 ①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料	
		サ 技術管理費 原則として計上しない	
		シ 営繕費 ①現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用	
		ス 労務者輸送費 ①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる労務者を一括通勤させるための通勤費用	
		セ 社員等従業員給料手当 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当	
		ソ 労務管理費 ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用	
	間接工事費目	タ 地代 ①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用	
		チ 福利厚生費等 ①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用	
本支店における増加費用		中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用	
消費税等相当額		現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用	

※ 内容詳細については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について（令和3年2月22日 国官技第286号の3）参照

4 資 料

- (1) 札幌市建設工事請負契約約款（抜粋）
- (2) 施工条件の明示項目及び明示事項
- (3) 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について
(令和3年2月22日 国官技第286号の3)
- (4) 工事の一時中止に係る様式

(1) 札幌市建設工事請負契約約款（抜粋）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいう。以下同じ。に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬい。

（工事用地等の確保）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならぬ。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 発注者は、請負代金額を変更するときは、原請負代金額から原請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額で除して得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。）に、1.10 を乗じて得た額を新請負代金額として受注者に通知する。ただし、特にこれによりがたい場合は、請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項ただし書の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 第 19 条、第 20 条、前条、この条第 1 項及び第 26 条の規定により変更が行われる場合において、受注者は発注者の指定する期間内に請書を提出しなければならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第50条 受注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 施工条件の明示項目及び明示事項

【土木工事の明示項目及び明示事項】

関連通知：国官技第369号 平成14年3月28日

(土木工事)

明示項目	明示事項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 工事用地等の使用終了後における復旧内容 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等 施工者に、消波ブロック、杭製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と、近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合は、その内容 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合、または発破作業等に制限がある場合は、その内容 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去） 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容

(土木工事)

明示項目	明示事項
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件 なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p> <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

【建築・設備工事の明示項目及び明示事項】

関連通知；国営計第24号 平成14年5月20日

(建築・設備工事)

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none">他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none">施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none">工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none">交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容交通誘導警備員の配置を指定する場合、その内容有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none">一般道路を搬入、搬出路として使用する場合<ol style="list-style-type: none">工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容仮道路を設置する場合<ol style="list-style-type: none">仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none">仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none">建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又是保管条件建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件

(建築・設備工事)

明示項目	明示事項
工事支障物件等	1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

資料（3）

国官技第286号の3
令和3年2月22日

札幌市 財政局 管財部長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について

標記について、別添のとおり各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局あて通知したので、参考までに送付する。

なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

別紙

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契第25号）及び工事請負契約書の運用基準について（平成7年6月30日付け建設省厚契第27号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。

記

1. 対象工事

発注者が、工事請負契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

2. この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場搬入済の材料、機械等……中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
- (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

3. 請負代金額または工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」とときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4. 中止時における指示

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

5. 基本計画書

- (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
- (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。
- (3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6. 工期短縮計画書

- (1) 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7. 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

(2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

9. 増加費用の設計書における取扱い

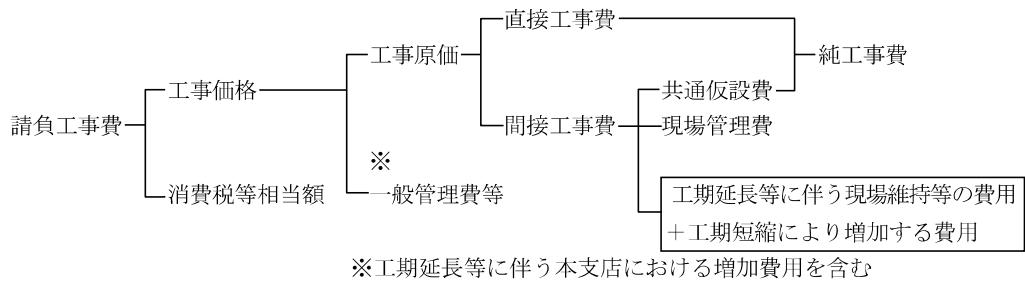
増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11. 増加費用の構成

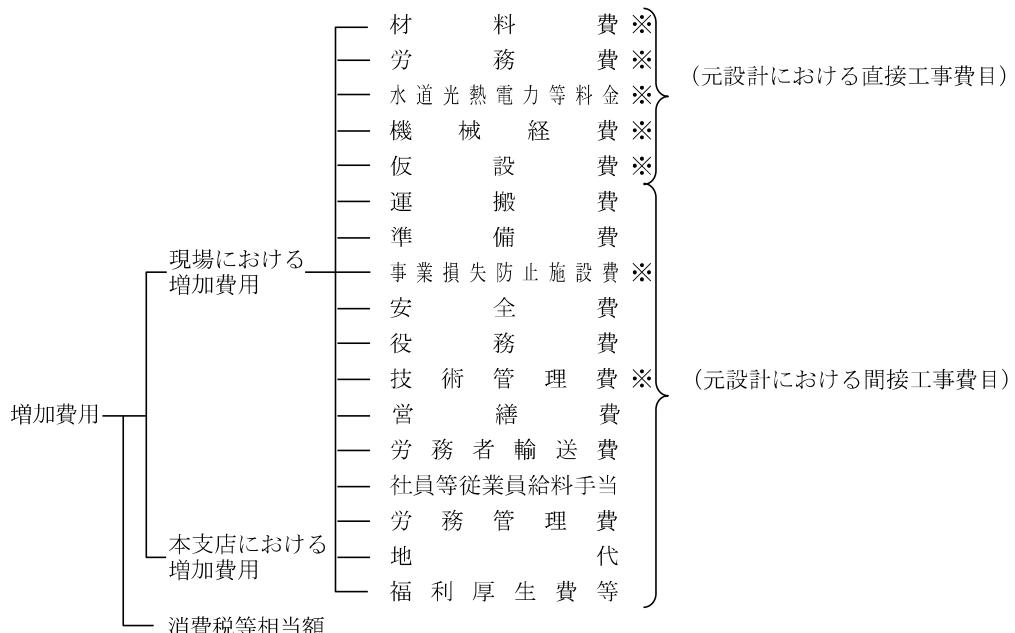
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い增加費用を算定する。

12. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

- (1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。
 - 1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※ 積上げ項目

2) 増加費用の費目に関する積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等のために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したもの）を除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等のために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

- チ 事業損失防止施設費
　　仮設費に準じて積算した費用
- リ 安全費
① 既存の安全設備に係る費用
　　工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用
② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
　　元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）
- ヌ 役務費
① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
　　元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
② 電力水道等の基本料
　　元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料
- ル 技術管理費
　　原則として増加費用は計上しないものとする。
　　ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用
- ヲ 営繕費
　　工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用
- ワ 労務者輸送費
　　元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
- カ 社員等従業員給料手当
　　工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用
① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ヨ 労務管理費
① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
　　工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
② 解雇・休業手当を払う場合の費用
　　受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用
- タ 地代
　　現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(2) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴うの現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

d g : 工期延長等に係る現場経費率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

d g : 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A :

B :

a :

b :

工種ごとに決まる係数（別表-1）

別表—1

工種区分	係数A						係数B									
	一般交通影 響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地(0ID 補正)	山間僻地及 び離島	一般交通影 響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地(0ID 補正)	山間僻地及 び離島	系数a	系数b
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615		
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057		
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226		
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611		
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3791	8.9850	0.2036		
P C 橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394		
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838	
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	
共同溝等工事(1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598	
共同溝等工事(2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399	
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194	
砂防・地すべり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132	
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1636	-0.1633	1.6840	0.2898	
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060		
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589		
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202		
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2225	-0.2225	13.5714	0.1739	
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621	
フィルダム工事	91.3	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963	
電線共同構工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165	
情報ボックス工事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249	

(4) 工事の一時中止に係る様式

【様式1】

〇〇〇第 号
年 月 日

財政局管財部長 様

(工事担当部長)

工事の（全部又は一部）一時中止について（依頼）

下記工事について、工事の一時中止をいたしたく、事務手続きについてよろしくお取り計らい願います。

記

1 工事番号

2 工事名

3 請負人

4 工期 年 月 日から 年 月 日

5 中止理由

6 中止内容

(1) 中止する工事の工種等

(2) 中止する工事区域

(3) 一時中止の予定期間 年 月 日から 年 月 日

※ 工事担当課→契約管理課

【様式2】

〇〇〇第　　号
年　月　日

(受注者名) 様

札幌市長

工事の(全部又は一部)一時中止について(通知)

札幌市建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 工事名

2 工期 年　月　日から　年　月　日

3 中止理由

4 中止内容

(1) 中止する工事の工種等

(2) 中止する工事区域

(3) 一時中止の予定期間 年　月　日から　年　月　日

(4) 基本計画書の提出

中止期間中における工事現場の維持管理に関する基本計画書を様式3と共に工事担当課に提出し、承諾を得ること。なお、基本計画書は任意の様式とする。

※ 契約管理課→受注者

【様式3】

年　月　日

札幌市長　　様

(受注者名)

工事現場の維持管理に関する基本計画書の提出について

年　月　日付で工事の一時中止の通知があった下記工事について、基本計画書を提出します。

記

1 工事名

2 工期　　年　月　日から　　年　月　日

3 一時中止の予定期間　　年　月　日から　　年　月　日

4 基本計画書 別添のとおり

基本計画書に記載する内容

1 中止時点における工事内容

- (1) 中止する工種の出来高
- (2) 職員の体制
- (3) 労務者数
- (4) 搬入材料
- (5) 建設機械器具等

2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関するこ

3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関するこ

4 中止した工事現場の管理責任に関するこ

※ 変更基本計画書は変更箇所のみの提出でよいものとする

※ 受注者→工事担当課

【様式4】

〇〇〇第 号
年 月 日

財政局管財部長 様

(工事担当部長)

一時中止中の請負工事の再開について（依頼）

年 月 日付で一時中止した下記工事について、年 月 日
より工事の再開をいたしたく、事務手続きについてよろしくお取り計らい願います。

記

1 工事番号

2 工事名

3 請負人

4 工期 年 月 日から 年 月 日

5 一時中止の予定期間 年 月 日から 年 月 日

※ 工事担当課→契約管理課

【様式5】

〇〇〇第 号
年 月 日

(受注者名) 様

札幌市長

請負工事の再開について（通知）

年 月 日付で一時中止した下記工事について、 年 月 日
より再開されるよう通知します。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日から 年 月 日

3 一時中止の予定期間 年 月 日から 年 月 日

※ 契約管理課→受注者

【様式6】

年　月　日

札幌市長　様

(受注者名)

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について

下記工事の一時中止に伴う増加費用について、別に資料を添え提出します。

記

1 工事名

2 工期　年　月　日から　年　月　日

3 中止期間　年　月　日から　年　月　日

4 増加費用　円

※ 見積書、算定根拠資料を添付すること。(任意様式)

※ 受注者→工事担当課

請負工事設計変更等ガイドライン

平成30年 4月策定

令和3年10月改正

令和7年 4月改正

札幌市財政局管財部工事管理室・契約管理課